

令和 7 年 9 月 3 日
子ども・若者部保育課

区内保育施設における虐待事案の発生について

1 主旨

令和 7 年 8 月 25 日、私立認可保育園において、当該園に通う園児に対し、担任保育士による身体的虐待が疑われる内容の連絡が園から区へあった。翌 8 月 26 日、直ちに当該園に対し事実確認を行い、ビデオカメラの映像を確認したところ、虐待行為があったことを確認したため、報告する。

2 報告内容

(1) 現時点で区が把握している虐待行為

登園時間帯に、他児が遊んでいる玩具を持ち、振り回したり走り回ったりして遊んでいる当該園児に対して、当該保育士が複数回注意をする。その後も当該園児が同様の遊びを続けたため、少し離れた場所へ当該園児を連れていき、再度注意をする。その直後に、他児がいない方向へ背中を勢いよく押し、当該園児がバランスを崩し前方に手をつく。その不安定な態勢の当該園児に対し、さらにお尻を押し、当該園児が床に倒れるように顔をぶつける。当該園児は前歯 2 本の根元が折れる怪我を負う。

※ 8 月 25 日のビデオカメラの映像で確認

(2) 経過

8 月 25 日（月）

- ・施設長より区へ事故速報の第一報が入った。
子どもが転んで床に唇をぶつけた。園指定の歯科医を受診し、レントゲンを撮らず、2 週間後に再診となるとの報告があった。
- ・同日夜間に、施設長より区に架電があった。本日の事故速報について、保護者が別の歯科医を受診し、レントゲンを撮ったところ、前歯 2 本の根元が折れていることが判明したと保護者から園に連絡があった。
- ・保護者から園へ、ビデオカメラを確認させてほしいとの要望があった。ビデオカメラの確認について、法人と協議している中、当該保育士より、「子どもが話を聞いてくれないので押した」との発言があった。
- ・当該保育士の話を受け、すぐに電話にて施設長から保護者へ謝罪をし、改めて翌日に謝罪と説明を行いたい旨伝えた。

8月26日（火）

- ・保護者から区へ架電があり、本日13時から保育園で説明を受けることになっているが、中立の立場として、区も同席して欲しい旨の話があり、区職員も同席することとした。
- ・13時からの保護者の来園に先立って、午前中に区職員が園へ訪問。ビデオカメラを確認するとともに、法人より発生状況等の報告を受け、区として当該虐待行為を確認した。
- ・直ちに当該保育士を保育現場から外し、翌日以降も自宅待機とすることを法人と確認した。
- ・13時に保護者が来園。区同席のもと、ビデオカメラの確認を行った後、園から当該保護者に対し虐待のあった事実を報告し、当該保育士と法人、施設長による謝罪を行った。

8月29日（金）

- ・運営法人・当該園による臨時保護者説明会の実施。（区職員も同席）

9月2日（火）

- ・区立保育園運営懇談会及び私立保育園長会において本事案について共有し、いかなることがあっても子どもへの虐待行為は許されないこと、また、子どもの権利を中心とした保育の実践について「保育の質ガイドライン」を確認すること等について再確認を行った。あわせて、認可外保育施設を含む全保育施設に対し、改めて同内容をメールにて周知した。

3 今後の取組みについて

区が当該園の全職員へのヒアリングを実施し、法人に本虐待事案が発生した原因の究明と再発防止策などの改善策を検討させ、報告書の提出を求める。引き続き、改善状況を確認しながら、サポート訪問による園への支援等を継続する。